

令和6年4月10日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
高 井 康 之
(公印省略)

バリアフリー法に基づく「建築物のバリアフリー基準の見直し方針」について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、日本医師会より通知がありました。本通知は、国土交通省において、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に定めた車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設等の設置数に関する基準の見直しに向けた「建築物のバリアフリー基準の見直し方針」が作成されたことをお知らせするものです。

ついては、貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

【参考】

国土交通省HP「建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG」
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000183.html

＜担当＞ 大阪府医師会地域医療2課(西井・吉田・竹村)
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町 2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737